



# 栃木県公報

平成28年  
7月5日(火)  
第2797号

## 目次

### 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号による知事の指定に関する告示…………… 651
- 予定保安林…………… 651
- 解除予定保安林…………… 652
- 同…………… 652
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧…………… 652
- 共同施行等の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧…………… 653
- 道路の供用開始…………… 653

### 公 告

- 開発行為の工事完了…………… 653

## 告 示

### 栃木県告示第363号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の規定により、再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者を次のとおり指定したので告示する。

平成28年 7月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

指定番号	事業者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	事業場の所在地	指 定 年 月 日	再生利用されることが確実であると認める産業廃棄物の種類
002	栃木県小山市大字横倉新田295番地 小山化学株式会社 代表取締役 中小路 康治	栃木県小山市大字横倉 新田295番地	平成28年 6月28日	廃ペットボトル

備考 廃ペットボトルとは、ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第5の4の項に規定する特定調味料をいう。）が充填されていたものに限る。）が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者の店舗において他の廃棄物と分別して回収されたものをいう。

(廃棄物対策課)

### 栃木県告示第364号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 7月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
芳賀郡市貝町大字田野辺字駒塚1452-1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第365号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

1 解除予定保安林の所在場所

日光市湯西川字橋立2110-5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第366号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

1 解除予定保安林の所在場所

日光市湯西川字橋立2110-5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第367号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成28年7月5日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
泉地区土地改良区	泉地区土地改良(維持管理)事業	平成28年7月6日から 同年8月3日まで	平成28年8月18日	塩谷南那須農業振興事務所

栃木県告示第368号

次の事業主体から申請のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び規約について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成28年7月5日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
古川地区土地改良共同施行	古川地区土地改良(区画整理)事業	平成28年7月6日から 同年8月3日まで	平成28年8月18日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年7月5日から同年8月3日まで一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
49	一般国道121号	芳賀郡益子町大字益子2774-1地先から 芳賀郡益子町大字益子2742-2地先まで	平成28年7月5日
	主要地方道つくば益子線	芳賀郡益子町大字益子2089-6地先から 芳賀郡益子町大字益子2816-1地先まで	平成28年7月5日

(道路保全課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者		
	住 所	氏 名	

芳賀郡芳賀町大字東水沼字二本松3007番2の一部	下野市上古山2127番地1 ラ・アク アA-101	中 村 有 造
下野市箕輪字館ノ内685番1	下野市箕輪331番地3	若 林 佑 樹
下都賀郡壬生町大字藤井字清治久保1069番2、1070番2、1082番1、1083番1、1085番2、1078番1の一部	鹿沼市富岡447番地	株式会社平成リサイクルセンター
下都賀郡壬生町大字国谷字明城2348番5	宇都宮市西原町600番地38 ウエス トフィールドズA棟201	福 井 仁 美 福 井 康 貴
下都賀郡壬生町大字七ツ石字八幡510番1	小山市大字松沼708番地3	青 木 勇 人

(都市計画課)